

財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を、愛西市監査基準に準拠して実施し、その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査対象及び実施日

(1) 補助金交付団体

団体名（所管課）	監査対象補助金	実施日
児童クラブビボ （健康子ども部子育て支援課）	愛西市児童クラブ事業等運営費補助金	令和7年11月26日
愛西市観光協会 （産業建設部産業振興課）	愛西市観光協会補助金	令和7年11月26日
愛西市シルバー人材センター （保険福祉部高齢福祉課）	愛西市シルバー人材センター補助金	令和7年11月27日

(2) 公の施設の指定管理者

対象施設（所管課）	団体名	実施日
西川端児童館 （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人 西川端保育園	令和7年11月5日
北河田童館 （健康子ども部子育て支援課）	ホームックス株式会社	令和7年11月5日
八輪子育て支援センター （健康子ども部子育て支援課）	社会福祉法人 白百合福祉会	令和7年11月13日
文化会館 （教育部生涯学習スポーツ課）	ホームックス株式会社	令和7年11月13日

2 監査の着眼点

監査対象の財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

ア 所管課関係

- ・ 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等交付要綱は整備されているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められているか。

- ・ 補助対象経費が明確になっているか。
- ・ 補助金等の効果、条件履行の確認は実績報告書等により行われているか。

イ 団体関係

- ・ 補助金等の交付申請書の提出、補助金等の請求・受領は適時に行われているか。
- ・ 補助事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- ・ 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 補助金等の収支等会計経理は適正に行われているか。
- ・ 出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- ・ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ・ 実績報告は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 所管課関係

- ・ 団体指定までの一連の指定手続きは、法令等に基づき適正・公正に行われているか。
- ・ 協定書には協定で定めるべき事項が明確になっているか。
- ・ 管理義務に係る経費の算定や出納関連の事務が適正に行われているか。

イ 指定管理者関係

- ・ 施設管理にあたって関係法令の遵守と協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計等の経理事務が適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力がなされているか。
- ・ 安全、環境等に配慮がなされているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和7年11月5日から令和7年11月27日まで

(2) 対象とした範囲

ア 補助金交付団体

補助金交付団体の事務執行状況のうち、令和6年度の監査対象補助金に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の補助金交付事務を対象とした。

イ 公の施設の指定管理者

指定管理者の事務執行状況のうち、令和6年度の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理施設に係る一連の事務を対象とした。

(3) 実施方法

愛西市監査基準に基づき、財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施するため、関係諸帳簿等の資料の提出を求め、説明を聴取した。

第2 監査の結果

1 結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが概ね認められるものの、一部で改善等を要する事項が見受けられた。

それらについては、改善等を要する事項を次の区分に分類し、各補助金交付団体及び各公の施設の指定管理者の結果で述べる。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

- (1) 指摘事項：是正又は改善を要すると認められるもの。
- (2) 検討事項：是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの。
- (3) 勧告：(1)、(2)のうち、特に措置を講ずる必要がある事項について、地方自治法第199条第11項の規定に基づき勧告するもの。

2 補助金交付団体

(1) 児童クラブビボ

ア 補助金名称等

- ① 愛西市児童クラブ事業等運営費補助金 5,058,808円

□ 補助金等の概要

児童福祉法に基づき、児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、児童クラブ事業を行う市内の民間事業者に対し補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。

- ・ 団体

【指摘事項】施設の賃貸契約に問題があるもの。

現在の契約書には貸出時間が明記されておらず、すべての時間を児童クラブに貸しているという契約内容になっていた。しかし、実運用では児童クラブの使用時間帯のみの貸出となっており、その他の時間帯においてはビボファーストが他事業者へ貸出を行っていた。

当事者間の合意を明確化し、誤解やトラブルを防ぐためにも、契約書を速やかに実態に合った内容に修正し適正な契約事務の執行に努められたい。

【検討事項】歳入歳出予算書及び収支決算書等における人件費の記載が不十分であるもの。

歳入歳出予算書及び収支決算書等の人件費に役員報酬と給与が合算で記載されていた。どちらも人件費として補助金の対象であるため補助金の交付には問題はないが、税法上や法的な扱いが異なるため、歳入歳出予算書及び収支決算書については記載内容を見直し適正な

事務の執行に努められたい。

【指摘事項】施設の賃借料として支払った領収書の発行に問題があるもの

施設の賃借料として支払った領収書に印紙が貼付されていなかった。今後、適正な事務処理の徹底を図られたい。

【指摘事項】勤怠管理に問題があるもの

諸手当として時間外勤務手当を払っているが、所定労働時間や時間外勤務の実績が確認できなかった。時間外勤務は上司からの指示により行われるものである。時間外勤務命令簿等を作成するなど正しい勤怠管理の執行に努められたい。

(2) 愛西市観光協会

ア 補助金名称等

① 愛西市観光協会補助金 23,638,116円

□ 補助金等の概要

市の観光PRや新しい観光資源の発掘を図るため、愛西市観光協会の円滑な事業運営を目的として、観光協会が行う観光に関する事業に要する経費の一部について補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（産業振興課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

(3) 愛西市シルバー人材センター

ア 補助金名称等

① 愛西市シルバー人材センター補助金 29,109,824円

□ 補助金等の概要

高齢者の就業機会確保の推進を行う公益社団法人愛西市シルバー人材センターの円滑な運営に資し、もって高齢者福祉の推進に寄与するため、事業の実施に必要な経費に対して補助を行う。

イ 結果

- ・ 所管課（高齢福祉課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

3 公の施設の指定管理者

(1) 西川端児童館

ア 指定管理料の金額

27,565,200円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人西川端保育園が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする包括協定を令和5年12月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 児童館の保守・維持管理に関する業務
- ・ 児童館の利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ 各行事、イベントに関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

- | | |
|---------|-------------|
| ・ 収入決算額 | 27,637,720円 |
| 内 指定管理料 | 27,565,200円 |
| ・ 支出決算額 | 26,889,434円 |
| ・ 収支差引額 | 748,286円 |

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

（2）北河田児童館

ア 指定管理料の金額

28,204,100円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、ホームックス株式会社名古屋支店が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする包括協定を令和5年12月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 児童館の保守・維持管理に関する業務
- ・ 児童館の利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ 各行事、イベントに関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

- | | |
|---------|-------------|
| ・ 収入決算額 | 28,272,683円 |
|---------|-------------|

内 指定管理料	28,204,100円
・ 支出決算額	28,272,683円
・ 収支差引額	0円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 団体
概ね適正に執行されていると認められた。

(3) 八輪子育て支援センター

ア 指定管理料の金額

20,941,496円

イ 事業の概要

児童の健康を増進し、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るための施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、社会福祉法人白百合福祉会が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする包括協定を令和5年12月28日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 子育て支援センターの保守・維持管理に関する業務
- ・ 子育て支援センターの利用の許可に関する業務
- ・ 児童クラブに関する業務
- ・ 地域子育て支援拠点事業に関する業務
- ・ 各行事、イベントに関する業務
- ・ その他の業務（事業計画・報告書の作成、市及び関係機関との連絡調整等）

ウ 経理の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

・ 収入決算額	21,154,580円
内 指定管理料	20,941,496円
・ 支出決算額	17,110,214円
・ 収支差引額	4,044,366円

エ 結果

- ・ 所管課（子育て支援課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 指定管理者
概ね適正に執行されていると認められた。

(4) 愛西市文化会館

ア 指定管理料の金額

41,795,240円

イ 事業の概要

文化会館は民間事業者の能力を活用しつつ、地域住民等（利用者）に対するサービス提供の効果及び効率を向上させ、市民の文化、教養の向上及び福祉の一層の増進を図ることを目的として設置された施設である。

この施設の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、ホームックス株式会社名古屋支店が指定管理者となっている。

なお、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする包括協定を令和3年12月24日に締結している。

その主な業務は、次のとおり

- ・ 文化会館の運営、管理に関する業務
- ・ 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- ・ 事業計画及び事業報告に関する業務
- ・ 危機管理に関する業務
- ・ 経理に関する業務
- ・ 市及び関係の実施事業に対する協力業務

ウ 経理の状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

・ 収入決算額	50,377,142円
内 指定管理料	41,795,240円
・ 支出決算額	50,520,048円
・ 収支差引額	△142,906円

エ 結果

- ・ 所管課（生涯学習スポーツ課）
概ね適正に執行されていると認められた。
- ・ 指定管理者
概ね適正に執行されていると認められた。